

韻鏡等位考

永田吉太郎

40

— 韻 鏡 等 位 考 —

一

韻鏡は一定の約束のもとに音韻を配列した人爲的音圖である。だからこれを讀み解くには豫めその約束を探らなければならぬ。例へば轉次の分類に於て既に異なる韻を一圖に蒐め、字母の分類に於ても亦異なる音を一行に攝し、以て紙面の節約を計つてゐるために、そこには多少不自然なものの生じることが豫想される。等位はつまりその區別を示すための約束の一つで、この意義がはつきり分らないと音韻の本質は明かにすることができないのではないかと思ふ。

幸ひに韻鏡の圖面に頼ることなしに、これとは別箇の方針を以て編まれた反切があるために、これを圖面と比較對照してその異同を検することにより、音韻の法則が求められるといふ便宜がある。前に反切の上字を一々調

べてみたのも、音韻を還原しようための豫備作業の一つで、實はあれだけではまだ殆ど意義のないものであつた。しかしこゝに考へてみようと思ふところに至つては、前の結果を基礎としなければ論を進めることができない。よつて念のため結論をもう一度くりかへして、多少の補ひを加へることにする。(八年五月號參照)

前稿では影・滂・明・來・見・溪・疑・曉の諸母に今まであまり注意されなかつた二類の別があることを觀、さらにすべての音母(聲母)がそれ／＼二類のいづれかに對應することを考へたものである。

先づ、舌音を例とすれば、端透定泥の諸母と知徹澄孃の諸母とが分れてゐることはもとより明かなところで、後者は多くイ・エ或はヤ・ヨのやうな韻と共に用ゐられるから前者の口蓋化した變種であらうことは疑ひない。次には、照穿牀審禪の諸母も亦精清從心邪の諸母に對して

口蓋化變種の立場にある。これをおし擴めて、滂・明・來・見・溪・疑・曉などに見られる二類の別が、通常音に對する口蓋化音を示すものであると解したい。なぜならその一方だけがやはりイ・ヤ・ヨのごとき韻と共に現れることが多いものと認められるからである。

但し、照穿牀審の四母だけは、夙に大矢博士が論定されたやうに、さらに明かな二種の別を示してゐるので、その一方が精清從心に對する口蓋音ならば、残る一方はやゝ違つた別種の音でなければならぬ。わが國語に存するシジの子音とスズの子音とを區別することは容易である。この區別は照穿などの一方に含まれてゐるものと見ることが出来る。しかるに端知の別、透徹の別、見の二種、溪の二種などに至つては、わが國語ではやゝ區別しがたく、精清などとその口蓋化した音との間の差もこれらに對應するものと考へられるから、これが照穿などの他方に含まれる音だと観ることが出来る。

さてそれで大體子音音價の推定ができよう。今、印刷の便宜上普通のローマ字綴を混じ、口蓋化は、を以て表す。よろしく判讀していただきたい。(括弧の中は反切上字の代表)

兩唇音 幫 (博) p

齒唇音

滂^一(普) p^h 滂^二(匹) p^h
並^一(蒲) b 明^一(莫) m
明^二(武) m

齒莖音

端^一(丁) t 奉^一(符) f
透^一(他) t^h 徹^一(丑) t^h
定^一(徒) d 澄^一(直) d^h
泥^一(奴) n 孃^一(女) n^h
來^一(盧) l 來^二(力) l^h
精^一(子) s 照^一(側) s^h
清^一(七) s 穿^一(初) s^h
從^一(昨) dz 牀^一(士) dz^h
心^一(蘇) s 審^一(所) s^h
邪^一(似) z

口蓋齒莖音

照^二(之) t^h
穿^二(昌) t^h
牀^二(食) dz^h
審^二(式) s^h

口蓋音	禪 (常) ㄘ
軟口蓋音	日 (而) ㄋ
	喻 (以) ㄌ
見 (古) ㄐ	見 (居) ㄑ
溪 (苦) ㄒ	溪 (去) ㄒ
疑 (五) ㄎ	群 (渠) ㄑ
曉 (呼) ㄎ	疑 (魚) ㄎ
匣 (胡) ㄎ	曉 (許) ㄎ

影母の二類だけは子音に拘りがないので、單にすべての母音を二分しただけだといふことになる。

二

本論にはひる。

等位の一つの意義を明かにするために、比較的簡單な圖面を選んで、第八轉を開くことにする。そこには之・止・志の三韻がそれ／＼平聲・上聲・去聲に屬してゐるが今、平聲の韻を以て四聲を代表させることとする。(以下これに倣ふ。)この轉次に於て、唇音の欄を缺くのは偶然としても、齒音が二三四等に互り、喻母が四等に入るほか、他の諸音概ね三等のみに列べられてゐるのは決し

て偶然でない。これと最もよく似た配列を探ねると、第十一轉の魚韻がある。魚韻は大體吳音才及びヨ、漢音ヨによつて表されるが、現代標準音はyである。これに比べて、之韻は古くオに似た韻をもつてゐたことが推定されてゐるが、それが唐宋以後イ母音即ちiに轉じるまでの間には、やはり魚韻と同じ變化を辿つてyの時代があつたものと解したい。さればこそ支韻・脂韻と區別されるのであり、又わが上代文獻にイ列乙類に屬した紀忌疑擬の類もこゝにその一部が含まれてゐることを見る。

さて、「隋唐音圖」によつて平聲之韻の廣韻反切下字を見ると、之が最も多く、其がこれに次ぐ。喻母四等の下字も亦之である。齒音二等の下字は持、之、(舊下字の持は持の誤か)同じく三等の下字は而、之、同じく四等の下字は之、玆によつて表される。今その音韻を檢すれば

之_而止 其_之渠 持_之直 而_之如 玆_之子

このやうに全く區別がなくなつて單一の韻であることを知る。

又これに對する上聲止韻にあつては、齒音二等、史、紀、里、士、各三等、里、市、止、擬、紀、士。齒音四等、里。喻母四等、已。その反切は

里良 士里 紀里 擬魚 己(唐韻)

止諸 市時 史儼

これによると里を代表とするものと止に従ふものと偶然二群に分たれてしまつたけれど、性質を同じくすると考へられる齒音横列の同じ等位に屬するものの間に混じて用ゐられてある點から判じて、これも全く同じ韻に屬するものと見られよう。

さらに去聲志韻にあつては、各三等、吏、記、志、置。齒音四等、吏、置。齒音二等及び喻母四等、吏。さうして

吏力 置步 記居 志職

これは又明瞭に同じ韻なることを示す。

以上の結果によつて觀れば、第八轉之韻は二三四等に分れて記載してあるけれども、いづれも全く同じ韻を含むものであつて、そこに何ら區別を認める餘地がない。この點、大矢博士が等位を以て口舌上の眞韻を示すものとなし、三等にイ或はイ、四等にレ或はレイ、を宛てられた説(「韻鏡考」第十一章)には、たゞちに從ふことができないのを遺憾とする。

それではこの場合の等位の別は何を示すものであるか

いふまでもなく韻に拘るところなしにたゞ子音の別を表すものにほかならない。同じ行に二箇以上の音母を配してあるために、これを區別する配列上の約束が設けられて、他の韻の位置に拘らず、一定の等位を離れることのできないものがあることは當然で、又既によく知られてゐるところである。これを具體的に示すには、第八轉の全圖を寫して符號轉寫を試みればよいが、今その手數をさけて、たゞ齒音平聲のみを例としよう。即ち

苗	之	茲	
tsy	tszy	tzzy	
二等	三等	四等	
輻	蚩		
tsy	tszy		
荏		慈	
dzzy		dzzy	
誌	思		
shy	sy		
時	詞		
zhy	zy		

果して隋唐の原音がかやうなものであつたかどうかは別問題としても、とにかく等位の別がかうして表される以上、決して韻に差があつたとするには及ばない。従つてもし韻鏡の圖面を擴大して、各子音に一行を與へることとしたら、この韻は自然に悉く三等に列べることができたはずである。

第十一轉魚韻も亦單一の韻である。魚韻と同じ母音を

もつかと思はれる第四十二轉蒸韻にあつては、入聲舌音一行に三等の陟（上字竹）と四等の眇（上字丁）とが重なつてゐるが、これも亦子音^じとの差を表すものとすれば、やはり韻には何らの區別を認める必要もないし、又その可能性もない。

三

かうして、等位を誤なく讀み解くには、先づ子音の別を表すために用ゐられてゐることを知らなければならぬ。これを知つて、その上に又別の意義にも用ゐられてゐることを認める必要ができてくる。その例が第二十九轉の圖面によつて最も明かに示される。

第二十九轉麻韻に於て、齒音の欄が二三四等に分れるほか、概ね二等を通常とするのに、日母が三等に降り、喻母が四等に歸するの、これだけなら音母配置の約束に従つたものと觀てもよい。ところが、「隋唐音圖」では、舌音一行平聲の二等參と同じ上字なる陟をもつ參をわざ／＼四等に置いてゐるし、唇音四行上聲の欄には二等のほか四等にも歸字がある。もつとも唇音四行の方は上字が莫と彌だから子音の差も認められるといへばそれまでだけでも、その子音の差を生じた原因は何である

か。

大矢博士に従へば外轉二等の母音は概ね（ae）である。「韻鏡考」六〇頁以下）實際、麻韻に屬する文字のうち、古くわが文獻にエ列の假名として用ゐられたものも存し又この韻は近代ではア列音として認められるからして、こゝに（ae）の變遷があつたと考へることは、さほど無理でもないかと思ふ。さて平聲だけについて見ても、二等の下字には加巴霞牙が用ゐられ、三四等には邪審遮車嗟が用ゐられて明かに區別される。三四等の漢吳音はヤ、近代では屢々ieに轉じてゐる。そこで知りうることはある時代には共に同じ韻に屬してゐながら、一方がaに移つたのに背いてeに轉じたのは、その前にあつた副母音iの影響だつたのである。そこでその副母音iによつてこそ、唇音四等上字に口蓋化音なる彌の現れてゐる理由が解ける。だから第二十九轉二等は（ae）で、三四等は（ie）と讀めることになるが、その三等と四等との別は又例の子音の差を示すもので、韻のあづかり知つたことではない。

等位にはこのやうに副母音の存在を示すものがある。副母音iは又主母音の後に現れる、蟹攝のやうに。それと區別するためには韻の前なるものを介母と呼ぶこと

にするのがよい。開口の轉次に於て、同じ韻に屬するものが異なる等位に亘つて記載され、それが子音の差を以て解くことのできないときは、下なる等位に介母 i が現れるのではないかと推定することができる。これは、ある場合、音母の配置法と抵觸するために、簡單に律することができないから、もう少し丁寧に觀ていく必要がある。

四

外轉諸攝の中で、轉次を異にして三四等に屬する韻がある。宵・鹽・仙・清の諸韻及び去聲に限る祭韻がそれ。このうち宵・鹽の二韻は合口の歸字をもたないから簡單で、他のものに先んじて扱ふことができる。

宵韻は第二十五轉三等及び第二十六轉四等にある。しかるに第二十五轉では平聲について次の區別がある。

下字	嬌	燕	喬
下字	遙	宵	昭
		齒音三等	舌音三等
		齒音三等	舌音三等

又第二十六轉では

下字 遙招消焦邀宵昭
牙音四等
 齒音四等
 喉音四等

これを綜合すると、宵・牙・喉の三等だけが他の音韻と區別されるといふ事實を示す。等位がある場合介母の有無をも表すことを知り、四等所屬の要がわが上代文獻でヤ行エに利用されたことを觀るときは、この同じ韻のうちなる二類が、やはり *ei* 等のやうな差を示すのだらうと思はれる。齒音三等が四等と共通の韻でありながら三等に昇つたのは、もとより四等の音母と重複するためやむをえないのであり、舌音三等がこの等位に存するものも亦同じく配列法に拘束されるからである。さうして二十五・二十六の兩轉に分たれても韻は全く共通なるべきことが、下字、遙・宵・昭などによつて證明されよう。實は第二十五轉三等を引き抜いて第二十六轉三等に置いて少しも差支へなかつたのに、なぜ一部分をわざ／＼第二十五轉においたかといへば、全く他の韻と組合せ、對照させるための都合にほかならなかつた。等位が既に複雑であり、轉次にも亦かうした人爲的分割が行はれてゐるために、韻鏡を讀み解くのがますます／＼困難の度を加へるのであり、私どもが必ずしも先人の解釋に頼らず、な

るべく先入主を排して新な眼で眺めようとする態度にも多少の意義があらうかと思ふ。

但し鹽韻に於ては、反切だけでは等位の別を證明することができない。しかも全く子音要素のない影母に於て既に三四等に歸字が現れてゐるのであるから、この場合その相方が實は全く同音であると考へることを許されないかぎり、介母*i*のごときを想像するほかに途はない。これは韻鏡と反切とが必ずしも同時に同人の手で成つたものでないために、時代の差、方言の差が混じたものだらうか。或は韻鏡に於ける等位の別が、わが國の假名遣のやうに、既に同音に移つたものを、歴史的の意義だけで區別してゐるやうなこともありうるのだらうか。逆に、反切で區別して韻鏡に區別のない場合があるとしたら、それにも亦同じやうなことがいへるわけである。

五

韻を同じくするときには、等位は音母又は介母に別あることを示す。韻を異にするときは、等位はもとより韻の區別をも表すことはいふまでもない。かうして、等位には三つの意義があるものと認められる。

第二十五轉なる豪・肴・宵・蕭の主母音は、一等*a*、二

等(*ae*、四等*e*と讀めば、三等は(*ae*と*e*との中間なる廣い*e*なのだらう。第三十九轉の覃・咸・鹽・添の四韻に含まれるものも亦同様。その三等鹽韻が第四十轉では四等に移り、代つて三等に現れる嚴韻のごときは、又別の音韻でなければならぬから、或は*o*のやうな母音を含むのかとも思ふ。その精査は他日を期することにした。

第十七・第十八の兩轉に於て、入聲一等の韻頭文字は沒を以て兼ねる。しかし平上去の三聲では、痕・魂、恨、恨、恩のやうに區別される。開合二種の音は、このやうに韻頭文字の區別される場合と區別されない場合とあるが、いづれにしても轉次では區別されて等位はこれにあづからない。この場合の合轉には介母*u*が現れるだけで、韻形は何ら異なるところがないはずである。従つて反切下字にも開々開合の混じた例がありうる。(韻鏡考「二八〇頁以下」介母*u*が下字によつて表されることもあり、上字によつて示されることもあると見ればよい。

第三十一・第三十二の兩轉は同じ韻頭を以て開合を兼ねた一例である。こゝには唐・陽の二韻が存するけれど、それが詩の押韻には通用し、わが字音も亦概ね*au*・*ya*ウとして示されるから、單に*i*のやうな介母の有無を區別したにすぎないことが推察される。實際、入聲三等の

約は音ヤクとして表されるけれども、影母に屬する以上決して「*ya*」なのではなくつて、介母を伴つた「*ya*」だと解しなければならぬことを知る。介母 *i* の有無は、麻韻・宵韻の例のやうに同じ韻頭に屬して、等位によつてのみ示されることもありうるし、又このやうに異なる韻頭文字を伴ふこともある。

合轉の例には、今まで觸れずに来たが、もう少し違つたものがある。第三十二轉去聲見母三等の誰などは、音クキヤウ、廣韻居況切とある。上字居は古の類と違ふから、口蓋化されてゐるものとすれば、これは *kiang* と讀むべきものだらうか。これでは *u* 母音がなぜその前の子音を口蓋化してゐるかといふ説明がつかない。さうかといつてこれを *kiang* としてみたのでは、子音口蓋化の説明がつく代りに、字音假名遣と一致しないし、*i* 母音が合轉に扱はれるいはいもないといふ矛盾を生じる。

もつともほかに合口諸韻で口蓋化類の音母をもつものは珍しくないし、唇音 *w f v* などが口蓋化音と同列に扱はれてゐることや、兩唇の半母音 *w* と口蓋の半母音 *j* とを同じく喻母に攝してゐることなどから見て、當時の音韻學では奥母音 *u* の前の子音が *i* などの前の子音と同種の性質をもつもののやうに考へてゐたのかとも思はれる。

しかし實際に *kiang* の發音を試みると、*ku* と *iang* とに分れて、どうも一音節の纏まりがつきに *ku* はないか。これは *kiang* でも同じことである。何かほかに説明のしやうがあればそれにこしたことはない。現代の標準音について觀ると、介母として *i u y* を具へてゐるから、開轉で介母のないものに合轉で *u* が對立するなら、開轉で介母 *i* に對して合轉に介母 *y* が存するものと推測してよいのではないか。*y* ならば *i* の前舌と *u* の合口とを兼ねてゐるから極めて自然である。しかし念のためもう一度疑へば、之韻、姬ぎのやうな音が *キ* で表されるのに、誰たれがクキヤウとなつたのはなぜか。同じ *y* でも次に續く母音があるときは、急に唇の圓めが解かれて、合口、かつ拗音の意識が明かにされるのではなからうか。

そこで第三十一轉の一等と三等は *ang* と *iang* との差であり、第三十二轉では *uang* と *yang* との別を示すものと推定する。この關係は、主母音を入れかへれば、たゞちに第四十二轉及び第四十三轉に當てはまる。「康熙字典」にいふ正副韻の別がこれであらう。

開口正韻 介母を含まないもの

開口副韻 介母 *i* を含むもの

合口正韻 介母 *u* を含むもの

合口副韻 介母 y を含むもの

開口もしくは合口正韻でこれに對する副韻を缺くものも珍しくはない。一二等のみの諸韻はこれに當る。又合口正副韻が具はつて開口の韻を缺くものもある。即ち第二轉の一等と三等は *hong* 及び *yong* と讀みとれるが、これに對する第一轉の一等は *ong* でよいとして、三等は、*long* とは讀めないやうである。(後にもいふ。)さらに、副韻のみで正韻を缺くものもありうる。第十一轉はその一例だらう。この轉次がもし開口音ならば *gōg*、合口音ならば *yo* のやうな音ではないかと思ふ。諸本概ね開轉に従つてゐるのではあるが、古韻をも考へあはせて、もし *yo* が許されば、第九轉・第十轉の方に (*de yoe* の對立を推定し、第十轉なる *Kyoe* 非 *fyoe* 微 *myoe* のたぐひがわが上代文獻で異類の假名として認められるのも、その主母音を切捨てた *Ky*, *fy*, *my* の形が利用されたのではないかといふやうにも思へる。主母音を捨てた例は、第七轉脂韻の追 *tim* (ㄗ) や第十二轉模韻の都 *tuō* をツ *tu* の假名に用ゐたなど珍しくない。(ヌの二類といはれてゐる奴・怒の別も、原音 *nuo* を *nu* と *no* とに利用したものらしい。)

支韻・脂韻に於ける唇音・牙音・喉音に三四等の別が存

することも、やはり介母の作用と考へるほかはない。
第四轉及び第五轉去聲見母を例とすれば

三等

第四轉 寄居 *ki△*

駝居 *ki△*

第五轉 臨鑑 *ku△*

颯鑑 *ky△*

但し△は未知の母音とする。支韻と脂韻とは主母音の別が存するはずであるが、まだ思ひ當らないからである。一方を *i* とすれば、他方は *I* 又は中舌的 *i* だらうか。因みに、介母でない主母音としての *y* は、韻鏡では開轉として扱はれる。先に引いた第八轉之韻はその一例である。介母は *u* を以て區別してもよいが、自ら明かなことと思つてこゝではその煩をさけた。

六

韻頭文字が共通するかぎり、等位は音母の別、又は介母 *i y* の有無だけを表す。ところがこれに對するたゞ一つの例外がある。第一轉東韻がそれである。第一轉の歸字は、齒音及び喻母の特別な配列を除けば、一等と三等とに分れる。一等韻は吳音概ねウ、漢音オウ。三等韻も吳音は概ねウ、但し漢音ウウ、イウ、又はユウ。もし韻

鏡内部に存する法則に忠實に従はうとすれば、ウ韻は開轉に存せず、又一等に昇らないからして、一等韻を ong と読み、三等には介母の存在を豫想して、ong とすべきであらう。しかし漢吳音ともにヨウの音はない。従つてウ・イ・ユの種々な表し方を分ち、又子音を口蓋化させてゐて、オのやうな開口母音とも親縁があるところからして、三等韻を ong と讀まなければなるまい。一等韻は ong と見て差支へない。

韻鏡編者の態度は今日から觀れば必ずしも學問的に嚴密なのではない。同韻を異なる轉次に分つてみたり、所屬文字の多寡などに應じるためとはいへ、介母の有無を韻頭によつて區別したりしなかつたりする。それがつひにかういふ異なる韻を同じ韻頭に併せるやうな簡便法をさへ生じるに至つた。これは或はその編纂以前から存した他の韻書の誤を襲つたものかも知れない。しかもそれがある時代にはこの一等韻と三等韻と同じものであり、そのために同韻として扱はれてきたものとすれば、これも一つの歴史的存在と考へることが出来る。

さはいへ、さういふ遺漏があるとしても、尙、千年以上の昔に於て、今日の音聲學とは獨立に齒音十四母、止攝四韻のごとき精密な分類を辨へ、あらゆる音を精細に彙

類記載して、たゞにその時代の實用に供へたのみならず、世を異にし域を殊にし目的まで違つた立場にある隣邦後世の國語學徒に有力な資料を遺しておかれた韻鏡乃至韻書の著者に對しては、深い敬意と感謝の念とをもたなければならぬ。

(八・五・三一)

韻鏡字母考正誤及び補訂

(五月號所載)

一〇〇頁上一行の次「(一)」

(二)「」を挿入

五行「湧力」

「湧力」

一三行「明」「靡」を「眉」の次へ

一八行「母」

「母、」

下七行「の武、」

「二等の武、」

八行「弋韻」

「弋韻」

一三行「牙韻」

「牙音」

二〇行「市」

「布」

一〇二行上一行「博力、」

「？」

二二行「浮、」

「浮」

下一行「便、」

「便」

一三行「？」

「丁力、」

一〇二頁上一行「？」

「他力、」

三行「抽癡、」

「抽、癡、」

二行「宅、」 「宅(宅カ、江韻)」、

下三行「？」 「祖カ、」

六行「祖カ」 「祖カ、齊韻」

七行「七カ」 「子カ、仙韻合轉・漾韻」

九行「郷、」 「郷」

一八行「？董韻」 「且カ、腫韻」

一〇三頁上八行「在カ、」 「昨カ、」

一行「緝韻」 「寢韻」

四行「士カ」 「士カ、耕韻・洽韻」

九行「倉カ」 「食カ」

下 一行「^商慈」 「^染慈」

一〇行「施」 「施、」

一行「釋」 「釋、」

一〇五頁上 一行「？」 「呼カ、」

下 一〇行「古(?)」 「古(胡カ、」

一〇六頁上 一六行(二箇)

一七行 「^一摠」 「^一墟」

下 一〇行

一三行「？弋」 「去カ、戈」

一六行の後へ足して

「寢韻三等の「願、欽錦」を溪母に屬するものとすれ

ば、(二)の「豈」の次へ「欽、去全」を加ふべきである。」(以上)